

方針	主な取組	施策(事業)概要	取組への意見・提案	反映状況	委員	
			この計画を市民にどう伝えるか、森林の大切さを伝えることが必要ではないでしょうか。琵琶湖とのかかわりについても記載があった方が良いでしょう。	まえがきに、「本市の森林は近畿1, 450万人の水利用を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。」と記載しました。	竹田原田	
			「基本方向」、「基本方針」、「方針」は市民に分かりにくいのではないのでしょうか。	P17 「今後の目指すべき姿を定め、具体的な方針として基本方針を定めます。」と記載しました。 P17 「方針」については、「個別方針」としました。 P18 「基本方針」と「個別方針」をまとめて記載しました。	県	
【方針1】 市民の安全・安心を守る森林づくり	⑤	山林火災予防対策	山林火災予防の広報活動を適時適切に行い、未然防止を基本とした対策を行います。	指標がなじまない項目であることは理解できるが、進捗状況時に記載があってもよいのではないかと。	進捗評価時に報告させていただきます。	竹田
	7	環境林整備事業	道から距離があり採算が合わない等の理由により手入れの遅れた人工林について、水源涵養や災害防止などの機能の高い「環境林」への誘導を促進します。	主な現状と対策と今後の主な取組の記載内容にズレがあるように思う。	P20 「森林資源として期待できない手入れの遅れた人工林」を「道から距離があり採算が合わない等の理由により手入れの遅れた人工林～」に見直しました。 P21 「森林整備の実施が困難な森林～」を「手入れの遅れた人工林～」に見直しました。	県
	⑨	竹生島のカワウ対策 【農業振興課】	竹生島タブノキ林の保全再生に向けた、モニタリング・カワウの捕獲を行います。	カワウの捕獲については、タブノキの植生回復を含め重要なことであり、継続が必要であり項目として必要であると考えます。	P23 「竹生島のカワウ対策」については、基本指標にしました。	内海
【方針2】 森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり	13	木育活動支援事業	子ども達が幼いころから木製おもちゃに触れ合うことや、森林を使って楽しむ体験をすることで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める取組を進めます。	「やまのご事業」については、26校が参加されるのは前提であり、指標としても評価ができないのではないかと、「木育活動」についてを指標とするほうが何回実施したか分かりやすく指標にできないのではないかと。	P28 基本指標を「やまのご事業」から「木育活動支援事業」に見直しました。	柴田
		林業従事者		林業従事者については、現状維持が目的のため、「増加」より「確保」のほうが表現として正しいのではないかと。	P28 「増加」→「確保」に見直しました。	原田
【方針3】 効率的な木材生産と森林資源の利用拡大				【方針3】「～木材の生産を促進します。」は「林業経営に適した森林については適切な更新を図り循環利用を促進します」との視点が必要ではないのでしょうか。	P31 「～木材の生産を促進します。」→「利用期を迎えた人工林については、林道に近いなど林業経営に適した個所については、適切な更新を図り森林資源の循環利用を促進します。」に見直しました。	県
				主な現状と課題について、「採算が見込まれない森林」は結果として採算が見込めなくなったとの視点の記載が必要ではないのでしょうか。	P31 「戦後の拡大造林政策によりスギ、ヒノキの針葉樹の造林が行われ、それらの森林が伐期を迎えています。急傾斜地や、林道からの距離が離れているなどの立地条件の不利な箇所においては、木材価格の低迷という経済的な要因もあり更新がされていない森林があるため～」に見直しました。	県
	25	市産材を活用した公共施設の建築	・公共建築物長浜市産材利用促進基本方針に即し、低層の公共建築物については、原則として木造化を図り、内装等は、木材の利用が適切である部分は木質化を積極的に図ります。 ・市産木材を安定的かつ効率的に公共建築物に供給するため「公共建築物長浜市産材調達管理基金」により安定的に原木を調達し公共建築物に支給します。	現状と対策が対比になっていないのではないのでしょうか。	P37 の対策に「市産木材を安定的かつ効率的に公共施設に供給するため「公共建築物長浜市産材調達基金」により原木を調達し公共建築物に支給します。」と記載しました。	竹田
【方針4】 多様な主体による森林づくり	29	みどりの里親制度 【都市計画課】	苗木育成資材を配布することにより、市民が種子から苗木を育て、その苗木を里山等へ植樹する。	担当課「都市計画課」と協議の上掲載の可否、内容の検討をしてください。	P44 都市計画課と協議を行い、森づくり計画には掲載しないこととしました。 新たな事業として計画される場合は、掲載を検討します。	原田